

平成28年 第3回定例会 意見案一覧

整理 番号	意 見 案	発 議	各派の態度				
			自	民	結	公	共
1	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書	政 審	○	○	○	○	○
2	別居・離婚後の親子の断絶を防止するための法整備を求める意見書	政 審	○	○	○	○	○
3	緊急防災・減災事業債制度の恒久化等を求める意見書	政 審	○	○	○	○	○
4	朝鮮民主主義人民共和国による日本人拉致問題の完全解決を求める意見書	政 審	○	○	○	○	○
5	新たな国民健康保険制度の円滑な実施を求める意見書	政 審	○	○	○	○	○
6	TPPIに関し丁寧な説明と慎重な審議を求める意見書	政 審	○	○	○	○	○
7	「米政策改革」に対する稲作農家の不安を払拭し経営の安定と担い手経営の再生産の確保を求める意見書	農 政	○	○	○	○	○
8	北方領土問題の解決促進等に関する意見書	北方領土	○	○	○	○	○
9	介護保険サービスの適切な確保と介護従事者の処遇改善を求める意見書	少子高齢社会	○	○	○	○	○

※自(自民党・道民会議)、民(民主党・道民連合)、結(結志の会)、公(公明党)、共(日本共産党)

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書

地方創生が我が国の将来にとって重要な政治課題となり、その実現に向けて地方議会の果たすべき役割は、ますます重要となっている。

こうした要請に応えるため、地方議会議員は、住民代表として多様化する住民意思を把握するための活動や、それに伴う広範多岐にわたる審議事項に対応する必要がある、その職務は常勤化し、専業として活動する議員の割合も高くなっている。

しかしながら、地方議会議員の候補者数は減少傾向にあり、無投票当選者の割合も高くなるなど、なり手不足が顕著に見られることや、昨年実施された統一地方選挙においては、道府県議会議員選挙では平均投票率が過去最低となり、住民の政治への関心の低さが危惧されている。

こうした中、選挙権年齢の引き下げに伴い、若者に対して政治への関心を高めるための啓発活動の充実強化を図るとともに、地方議会における多様な人材の確保を進めるため、厚生年金に加入している給与所得者も地方議会議員に立候補しやすくなるよう年金制度を時代にふさわしいものとするのが求められており、地方議会議員の身分を充実させる必要がある。

よって、国においては、国民の幅広い政治参加や、地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実施するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
厚生労働大臣

} 各通

北海道議会議長 遠藤 連

別居・離婚後の親子の断絶を防止するための法整備を求める意見書

我が国では、厚生労働省の人口動態統計によれば平成12年以降毎年20万組以上の夫婦が離婚しているが、そのうち約60%は未成年の子どもがいる夫婦である。

夫婦の離婚に際して、現在の法制度のもとにおいては、未成年の子どもがいる場合、父親か母親のどちらかに親権者を決める単独親権制度を採用しており、親権は監護の継続性を重視し、現にどちらの親が監護をしているかが基準となっている。

このことから、離婚に伴う子どもの親権や監護の権利を優位に進めるため、婚姻中において、一方の親の同意を得ずに子どもを連れて別居し、その後の面会交流を拒否するなど、我が子との交流が一方的に断たれる事例が多発している。

全ての児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保証される権利を有し、また、父母が離れて暮らすことになっても、別居親と子どもが会ったり、電話や手紙等で定期的・継続的に交流を保つことは、子どもの生活や精神面の安定をもたらす、子どもの健やかな成長にとって有意義である。

よって、国においては、子どもの権利条約の趣旨に鑑み、夫婦の離婚または別居後において、子どもの最善の利益を確保し、別居親と子どもの交流に問題がないと認められる場合には、子どもと父母が親子として継続的な関係を持つことのできる環境を実現するため、必要な法整備を速やかに行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
法務大臣
厚生労働大臣

} 各通

北海道議会議長 遠藤 連

緊急防災・減災事業債制度の恒久化等を求める意見書

本年8月16日からの一週間で、台風第7号、台風第11号、台風第9号と、観測史上初めて3つの台風が相次いで本道を直撃、さらにその後の台風第10号の影響などによって、全道で記録的な豪雨をもたらし、各地で河川の決壊や氾濫、道路や鉄道、橋梁の崩壊や土砂災害などの発生によって、甚大かつ深刻な被害を及ぼした。

平成7年に阪神・淡路大震災が発生したのを初め、平成16年には新潟県中越地震、平成23年には東日本大震災、そして本年には熊本地震が発生するなど、近年、大規模な地震や津波、局地的な集中豪雨等といった自然災害による被害が多発しており、住民生活の安全・安心が脅かされる事態が生じている。

こうした災害リスクから国民の生命と財産を守り、我が国の経済社会活動を将来にわたって維持・発展させるには、日本全体の防災・減災の取り組み強化が不可欠であり、国と地方が一体となり、強靱な国土づくりを加速させなければならない。

そのため、近年の多発する大規模自然災害を踏まえ、災害発生時に重要な役割を果たす庁舎、消防庁舎、学校施設等の防災拠点施設の耐震化など緊急性の高い防災・減災対策を着実に実施していく必要がある。

よって、国においては、地方自治体が計画的に庁舎等の耐震化などに取り組むことができるよう、平成28年度末までの措置とされている緊急防災・減災事業債制度の恒久化や対象の拡大、地方財政措置の充実などの措置を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
国土交通大臣
内閣官房長官
内閣府特命担当大臣(防災)
国土強靱化担当大臣

} 各通

北海道議会議長 遠藤 連

朝鮮民主主義人民共和国による日本人拉致問題の完全解決を求める意見書

朝鮮民主主義人民共和国（以下、「北朝鮮」という。）による日本人拉致事件の発生から既に40年近くが経過し、平成14年の日朝首脳会談で北朝鮮が日本人の拉致を認め、初めて謝罪を行ってから、14年以上の歳月が流れている。

首脳会談の後に両国が署名した日朝平壤宣言において、「日朝間の不幸な過去を清算し、懸案事項を解決し、実りある政治、経済、文化的関係を樹立することが、双方の基本利益に合致し、地域の平和と安定に大きく寄与する」ことが確認されたものの、北朝鮮は、今日に至っても、なお、国際社会の呼びかけに応じないばかりか、平成26年の日朝合意に基づく日本人拉致被害者及び特定失踪者に関する再調査を全面的に中止し、さらには、特別調査委員会の解体を一方向的に表明した。

言うまでもなく、拉致問題は、我が国の国家主権及び国民の生命と安全にかかわる重大な問題であり、政府が最重要課題として位置づける、国の責任において解決すべき喫緊の課題である。

また、そうした中で、拉致被害者の御家族は、何ら進展のないまま歳月が流れていく現状への強い憤りと一刻も早く拉致被害者に会いたいという切実な思いがあることから、拉致問題の早期解決に向けた取り組みが求められる。

よって、国においては、北朝鮮との対話の窓口を堅持しつつ、「対話と圧力」、「行動対行動」という原則のもと、米国や韓国を初めとする関係国や国連との強固かつ緊密な国際連携を図り、制裁の強化等を含むあらゆる手段を講じて、日本人拉致問題の完全解決を実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣
内閣官房長官
拉致問題担当大臣

各通

北海道議会議長 遠藤 連

新たな国民健康保険制度の円滑な実施を求める意見書

現在、市町村が運営している国民健康保険は、平成27年5月の国民健康保険法の改正により、平成30年度から都道府県が市町村とともに運営を担うこととされ、都道府県が安定的な財政運営の確保に中心的な役割を担うこととなる一方、市町村においては、引き続き保険料の賦課徴収や保健事業の実施等に関する役割を担うこととされている。

このたびの法改正は、財政基盤が弱く、小規模保険者が多い市町村国保の構造的な課題に対応するため、持続可能な国民健康保険制度の構築に向けた措置であるものの、本道は、他の都府県と比較しても小規模な市町村が多く、医療費や所得の水準が大きく異なるなど、新たな制度への移行に向けた調整に困難が伴うこととなり、また、消費税率引き上げの延期に伴い、今後の国民健康保険への国の財政支援拡充に懸念が生じている。

よって、国においては、こうした本道の実情等を十分考慮し、制度の円滑な実施に向け、次の事項について特段の配慮を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 平成29年度から実施することとされている毎年約3400億円の財政支援の拡充を確実に実施するとともに、今後の加入者の高齢化や医療の高度化などによる医療費の増加に対し、さらなる財政基盤の強化・拡充を行うこと。
- 2 本道の実情に即した納付金算定や激変緩和措置に対して、必要な財政支援措置等を講ずること。
- 3 保険料の平準化や市町村が担う事務の広域化・標準化を進めるに当たっては、地域における合意形成に要する期間等に十分配慮すること。
- 4 法定外一般会計繰り入れの解消・削減の取り組みについては、加入者の健康づくり事業や保険料負担の適正化に資するために市町村が政策として行う繰り入れに支障を生ずることのないよう対応すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
厚生労働大臣

} 各通

北海道議会議長 遠藤 連

TPPに関し丁寧な説明と慎重な審議を求める意見書

政府が「成長戦略の切り札」と位置づけるTPPでは、参加国との合意受け入れ後、「農政新時代」と銘打った「総合的なTPP関連政策大綱」を示し、国会承認を経て国内手続を完了させる姿勢を示している。

農産物の市場アクセス分野では、重要5品目の聖域を確保するとした国会決議が守られるとともに、国民の食料自給を確保することや、災害に強い農業・農村の多面的機能を維持することは、競争原理とは別の持続可能な農業生産と農村社会の維持によって達成されるものでなければならない。

よって、国においては、農業者が将来の食料生産・確保に安心して臨めるよう、次の事項について十分配慮するよう強く要望する。

記

- 1 TPP協定における市場アクセスについては、重要5品目の聖域を確保するとした国会決議が守られるとともに、丁寧な説明と慎重かつ十分な審議を行うこと。
- 2 食料自給率向上と農業・農村の多面的機能の発揮を図り、持続可能な農業生産と農村社会の維持を担う家族農業などを守り育てる基本政策を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
農林水産大臣

} 各通

北海道議会議長 遠藤 連

「米政策改革」に対する稲作農家の不安を払拭し経営の安定と担い手経営の再生産の確保を求める意見書

国は「米政策改革」において、平成30年産を目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、国が策定する需要見通しを踏まえつつ生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行われる状況になるよう米政策の見直しに取り組んでいる。

北海道では、米政策改革大綱以降、行政・農協系統団体、集荷団体等が連携して需給調整の取り組みを推進し、水田のフル活用を図りながら、一貫して生産数量の目標値を達成してきたが、全国においても、飼料用米、麦・大豆等への転換が進み、平成27年産では、生産数量目標の配分を開始して以来、初めて過剰作付が解消されるなど、需要に応じた生産についての理解が全国に浸透しつつある。

しかしながら、特に専門的な担い手経営が多数を占める北海道の稲作農家においては、平成30年産以降の全国的な需給調整の全貌が見えないことや、これまで生産数量目標達成のためのインセンティブ措置としての役割を果たしてきた「米の直接支払交付金」の廃止などに伴い、全国的な需給緩和による米価下落など、将来の稲作経営の安定化に対して不安や懸念を抱いている状況にある。

よって、国においては、米政策の見直しに対する道内稲作農家の不安を払拭し、稲作経営の安定と担い手経営の再生産を確保するため、主食である米の需給及び価格の安定と本道水田農業の持続的発展に寄与する政策を確立するよう強く要望する。

記

- 1 国は、食糧法に定める「米穀の需給及び価格の安定」の責務を遂行するため、豊凶を含む環境の変化に応じた需給調整対策に官民一体となり取り組むとともに、生産者の不安を払拭し、地域における円滑な生産調整を推進するための奨励措置として、産地交付金を含む水田活用の直接支払交付金については、戦略作物などへの支援を明確に位置づけ、将来に向けた継続的な支援とすること。
- 2 国民の主食である米の安定生産を確保し、それを担う中心的な稲作農家の経営安定を図る観点から、収入減少影響緩和交付金（ナラシ）の拡充や現在、調査・検討を行っている収入保険制度の導入により、担い手経営の再生産を確保する万全な経営所得安定対策を構築すること。
- 3 日本型直接支払いなど水田農業の持続的発展に資するため各種施策の充実強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
農林水産大臣 } 各通

北海道議会議長 遠藤 連

北方領土問題の解決促進等に関する意見書

我が国固有の領土である歯舞、色丹、国後、択捉の北方四島の返還の実現は、戦後残された最大の国家課題であり、全国民の永年の悲願である。

しかし、戦後71年を経た今もなお、北方四島は返還されず、日ロ両国間に平和条約が締結されていないことはまことに遺憾である。

日ロ両国間における政治対話を促進し、さまざまな分野での交流を拡大して相互理解を深め、北方領土問題を解決して平和条約を締結することは、両国間関係の正常化のみならず、国際社会の平和と安定に大きく貢献するものと確信する。

しかし、父祖伝来の地として受け継いできた北方四島を追われた元島民は、既に6割を超える方々が亡くなられ、一刻も早い領土問題の解決が望まれている。

そのような中、本年9月2日に行われた日ロ首脳会談において、プーチン大統領が12月に訪日し、首脳会談を行うことで合意されたことにより、全ての道民が、「新しいアプローチ」に基づく交渉が具体的に進展し、領土問題解決に向けた外交交渉が一層加速することを強く願っているところである。

よって、国においては、北方四島の早期返還の実現を求める国民の総意と心情に応え、日ロ両国間において今日までに達成された諸合意に基づいて、早急に北方領土問題に終止符を打つべく平和条約を締結するための強力な外交交渉を進めるとともに、特に次の事項につき適切な措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 国民世論の結集と高揚並びに国際世論の喚起や北方領土教育の充実を初めとした青少年対策の強化を図るとともに、内閣総理大臣による北方領土隣接地域からの北方領土視察を実現するなど、北方領土返還要求運動の一層の促進を図ること。
- 2 「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律」に基づく北方領土隣接地域の振興対策等を促進すること。
- 3 北方四島交流事業（ビザなし交流）、北方墓参事業及び自由訪問事業の実施団体に対する支援措置を強化するとともに、各事業の円滑な実施を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣
文部科学大臣
農林水産大臣
国土交通大臣
沖縄及び北方対策担当大臣

} 各通

北海道議会議長 遠藤 連

介護保険サービスの適切な確保と介護従事者の処遇改善を求める意見書

現在、社会保障審議会介護保険部会においては、「軽度者（要支援、要介護1・2）に対する訪問介護の生活援助、福祉用具貸与及び住宅改修について、原則として自己負担とする制度見直し」「要介護2までの通所系サービス等（生活援助と福祉用具貸与と住宅改修以外のサービス全て）を地域支援事業へ移行」「利用料2割負担への引き上げ」「2号被保険者の対象年齢の拡大」など、平成30年度の介護保険制度見直しに向けた議論が本格化している。

その中では、「介護保険利用者の約8割を占める要介護1・2までの利用者を地域支援事業に移行することについては、平成27年度から開始された要支援者への訪問介護、通所介護の地域支援事業の効果等の検証を行った上で、制度の見直しを検討すべき」あるいは、「被保険者の範囲の拡大については、40歳未満は子育ての負担があり、むしろ支援が必要」など、委員からさまざまな指摘がある。

また、介護報酬の改定が行われた平成27年度は、報酬改定がその一因となり、経営が悪化する介護事業所が増加している実情もある。

よって、国においては、住みなれた地域で高齢者が暮らし、介護従事者が働き続けられるような制度の見直しとなるよう、次の事項について強く要望する。

記

- 1 現在、制度の見直しを検討している軽度者（要支援、要介護1・2）に対する各種サービスなどその他の給付の地域支援事業への移行、利用者負担、被保険者の範囲については、前回の制度改正後の施行状況などを十分に検証するとともに、低所得者への負担軽減策にも配慮し、全ての国民にとって、公平性が確保され、介護サービスを必要とする方が、必要なサービスを適切に受けることができる制度を維持する観点で行うこと。
- 2 介護人材の安定的な確保を図るため、介護従事者全体のさらなる処遇改善を図ること。
また、その際には、利用者の負担増を招かないよう、国において財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
厚生労働大臣
社会保障・税一体改革担当大臣

} 各通

北海道議会議長 遠藤 連